揭示用

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第 199条第12項及び第 252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から 措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年5月29日

長野市監査委員 鈴 木 栄 一

同小澤輝彦

同 松 木 茂 盛

同 高野正晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成27年度

随時監査(工事監査・前期) (27監査第204号)

指摘事項	当初措置状況 (28年度)	平成29年度の措置状況	平成30年度の措置状況	担当課
性・有効性に配慮した採択基準・審査体制について 「報告書5ページ》 かれるものが見受けられたので意見を申し上げる。 平成27年7月に策定された、長野市公共施設マネジメント指針によると、長野市の市道総延長(平成23年4月現在)は、4,412.3kmと、中核市の中でもトップ	の考え方」に基づき、継続事業は優先的に、新規事業は、緊急性、必要性、地域での位置付け、投資効果、 ず事故や災害の未然防止効果などの観点から総合的に 検討し、各所属ごとに事業の実施箇所を決定している。 今回の指摘・意見を踏まえて、今後、維持管理費の増 大による、事業の一層の重点化、効率化が求められる	木関係事業の要望に関するガイドブック」の「実施箇所決定の考え方」に基づき、必要性、緊急性、有効性などの総合的な検討により、各担当部署で事業を実施している。 併せて、より公正性が担保されるよう比較的大きな新規事業について、事業評価制度の試行を開始した。	木関係事業の要望に関するガイドブック」の「実施箇所決定の考え方」に基づき、必要性、緊急性、有効性などの総合的な検討により、各担当部署で事業を実施している。 併せて、比較的大きな新規事業につ	道路課